別紙様式第七号の三目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。第59条第５項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第八号及び別紙様式第八号の二に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第八号の三及び別紙様式第八号の四中「申請します。」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第八号の五及び別紙様式第八号の六に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号及び別紙様式第十一号の二の目次記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第187条第１項の免許申請書又は法第209条第２号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号及び別紙様式第十一号の二の目次記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　第143条第２項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第187条第１項の免許申請書又は法第209条第２号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号の目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。法第271条の18第１項の規定及び第210条の３第１項の規定による認可申請書又は法第271条の32第２項第８号の規定及び第210条の14第２項第３号、第３号の２、第３号の３若しくは第３号の４の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第十六号の二の「代表者の氏名　　印」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の四に次のように加える。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の五及び別紙様式第十六号の六の記載上の注意中２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の七及び別紙様式第十六号の八に次のように加える。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の九及び別紙様式第十六号の十記載上の注意中２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の十一及び別紙様式第十六号の十二に次のように加える。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の十三記載上の注意中２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。